（様式２）利用者の居宅等で行う場合／利用者が入院中の医療機関で行う場合／利用者が通う保育所等で行う場合　共通

　　年　　月　　日

実地研修説明書

（利用者名・家族名）　　様

　在宅や、高齢者施設、障害者（児）施設等において、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする方が増加していることを踏まえ、法律の改正により、平成２４年４月から**一定の研修を受けた介護職員等**は、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることになりました。

　これを受け、島根県では、平成２４年４月１日から施行されたこの制度が安全に提供されるため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的として研修事業を実施しています。

　この研修事業では、以下のケアについて、介護職員等が、医師の指示のもとで指導看護師の指導を受けながら実施いたします。

　 ①口腔内のたんの吸引

　　 ※口腔内とは、咽頭の手前までを限度としています。

②鼻腔内のたんの吸引

③気管カニューレ内部のたんの吸引

　　④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

　　　※胃ろう又は腸ろうの状態に問題がないことの確認は、指導看護師が１日１回以上

　　　　行います。

　　⑤鼻からの経管栄養

　　　※栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、指導看護師が毎回

　　　　行います。

　実地研修の実施にあたっては、以下の基本的な考えで臨むこととしておりますので、ご理解・ご協力をくださいますようお願いします。

１．実地研修を行う介護職員等は、実務経験を３年以上の指導看護師から指導を受けながら上記のケアを実施し、そのケアの習得状況を指導看護師が評価します。

　　また、介護職員等は、基本研修（講義及びたんの吸引と経管栄養についてのシュミュレーター演習からなる９時間以上の研修）を修了しています

２．医療、介護等の関係者による連携体制を構築するなど必要な安全管理体制を確保した

　上で、医師、看護師等の指導の下に実施します。

３．この実地研修の実施に同意するかどうかは、あなたの自由です。同意しない場合も、

　あなたがサービスを受ける上で不利益になることはありません。また、同意した後でも、

　いつでも断ることができ、その場合も同様に不利益になることはありません。

４．利用者様・ご家族様は、実地研修に関する意見や質問があれば、いつでも当事業所の

　管理者や看護師等にお尋ねください。

５．実地研修を通して知り得た情報は、これを他者に漏らすことがないようプライバシー

　の保護に十分配慮します。

施設・事業所名

施設・事業所の長　　　　　　　　　　　　印